

(公印省略)

高齢福第2844号

令和3年2月5日

介護サービス事業所 管理者 様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の令和3年度における取扱いについて

日頃より、本県の高齢者福祉の推進にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和2年6月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」（以下「第12報」という。）の令和3年度における取扱いについては、下記のとおりとしますので、ご確認ください。

記

1 本県における取扱い

(1) 適用の期間について

令和2年6月サービス提供分から、令和3年3月サービス提供分までとします。

※第12報の取扱いは、令和3年3月サービス提供分をもって廃止とします。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2年間です。

2 通所系サービス費の請求に係る届出について

第12報により示された通所介護費等の請求方法を適用するにあたり、新たに延長加算を算定する届出を行った事業所については、下記の期限までに大分県高齢者福祉課あてに郵送又は持参にて、加算の取下げの届出を行ってください（大分市の事業所は大分市役所担当課へ、地域密着型の事業所は、各市町村へ届出書を提出してください）。

※介護予防通所リハビリテーション事業所、通所介護相当サービス事業所及び運動型通所サービス事業所は第12報の取扱いの対象外です。

(1) 対象事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所又は通所リハビリテーション事業所であって、当該特例を適用し加算を請求するため「延長加算」の届出を行った事業所

(2) 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※届出書に、臨時的な取扱いの廃止による取下げである旨を記載してください。

(3) 提出期限

令和3年3月19日(金) 必着

※1 特例の廃止の期限にかかわらず、当該特例を適用しなくなった時点で提出してください。

※2 取下げは、最後のサービス提供月の翌月の1日付で届出を行ってください。

例：令和3年3月サービス提供分まで算定する場合は、令和3年4月1日を取下げ日とする。

担当：高齢者福祉課介護サービス事業班

通所介護：097-506-2685

通所リハ：097-506-2683

097-506-2675